

八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び 八王子市障害者療育センター指定管理者の選考に関する実施要綱

(目的)

第1条 八王子市心身障害者福祉センター及び八王子市障害者療育センターの指定管理者を公正かつ適正に選定するため、審査の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(審査の原則)

第2条 審査にあたっては「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」₁、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」₂、「八王子市心身障害者福祉センター指定管理者選定方針」及び「八王子市障害者療育センター指定管理者選定方針」の規定に基づき、一次選考及び二次選考により審査を行う。

2 一次選考は、所管部である八王子市健康福祉部において、一次選考の書類審査を行う者（以下「一次選考委員」という。）により応募資格に関する審査及び事業計画書等（以下「応募書類」という。）の審査を行う。

3 二次選考は、「八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び八王子市障害者療育センター指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置する八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び八王子市障害者療育センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、応募書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ選考を行う。

(応募書類の点検)

第3条 所管課である八王子市健康福祉部障害者福祉課は、別表1の「応募書類点検表」及び別表2の「事業計画書記載事項点検表」に基づき応募書類の点検を行う。

(一次選考)

第4条 市長は、一次選考委員に、点検を終えた応募書類について、別表3の「応募資格審査表」及び別表4の「一次選考選定基準表」に基づき応募資格に関する審査及び応募書類の審査を行わせ、条件を満たし適合すると認められるものについて、選定委員会の審議に付議する。

なお、審査にあたって必要と認められる場合は、応募者に出席を求め、応募書類についてヒアリング等を実施し内容の確認を行うことができる。

2 一次選考委員は以下の 8 名で構成する。

- (1) 健康福祉部 障害者福祉課長
- (2) 健康福祉部 障害者福祉課 課長補佐兼主査(福祉担当)
- (3) 健康福祉部 障害者福祉課 主査(福祉担当)
- (4) 健康福祉部 障害者福祉課 主査(援護担当)
- (5) 健康福祉部 障害者福祉課 主査(援護担当)
- (6) 健康福祉部 障害者福祉課 主査(精神担当)
- (7) 健康福祉部 障害者福祉課 主事(福祉担当)
- (8) 健康福祉部 障害者福祉課 主事(福祉担当)

3 市長は、一次選考結果を速やかに全応募者に通知しなければならない。

(二次選考)

第 5 条 選定委員会は、事業計画書記載事項、添付書類及び応募者の運営能力等を、市長が定めた選定基準に基づき総合的に判断し評価を行う。評価の方法、プレゼンテーション実施の詳細及びその他の二次選考の審査に関し必要な事項は選定委員会が定めることとする。

2 市長は、選定委員会の選考結果を受け、指定管理者の候補者を決定した場合は、速やかに二次選考対象者に通知しなければならない。

(その他)

第 6 条 その他審査に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

附則

1. この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
2. この要綱は、平成 22 年 11 月 30 日をもって、その効力を失う。